

第七十九回 帝國議會
衆議院

所得稅法中改正法律案外十七件委員會議錄(速記)第十回

會議	
昭和十七年二月三日(火曜日)午前十時三十	分開議
出席委員左ノ如シ	出席委員左ノ如シ
委員長 藤 正憲君	理事川崎末五郎君 理事坂田 道男君
理事大石 倫治君 理事河野 審君	出席政府委員左ノ如シ
理事松永 義雄君	森田 福市君
青山 憲三君 石坂 養平君	山本 芳治君
伊藤 五郎君 宇賀 四郎君	金井 正夫君
小川郷 大郎君 小高長三郎君	加藤 鯛一君
岡本實 太郎君 藤本 捨助君	成田 千秋君
金澤 正雄君 本日ノ會議ニ上リタル議案左ノ如シ	小林 一郎君
大藏省主税局長 大藏書記官	大藏書記官
内務書記官	内務書記官
電氣瓦斯稅法案(政府提出)	所得稅法中改正法律案(政府提出)
廣告稅法案(政府提出)	法人稅法中改正法律案(政府提出)
馬券稅法案(政府提出)	所得稅法人稅内外地關涉法中改正法律案(政府提出)
印紙稅法中改正法律案(政府提出)	(政府提出)
臨時租稅措置法中改正法律案(政府提出)	相續稅法中改正法律案(政府提出)
臨時租稅法中改正法律案(政府提出)	織物消費稅法中改正法律案(政府提出)
臨時租稅等ノ日滿二重課稅防止ニ關スル法律案(政府提出)	物品稅法中改正法律案(政府提出)
臨時租稅等ノ日滿二重課稅防止ニ關スル法律案(政府提出)	戰時災害國稅減免法案(政府提出)
臨時租稅等ノ日滿二重課稅防止ニ關スル法律案(政府提出)	地方分與稅法中改正法律案(政府提出)
○勝委員長 ソレデハ是ヨリ開會致シマス——森肇君	戰時災害國稅減免法案(政府提出)
○森(肇)委員 私ハ先般申上ゲタヤウニ、 田舎住ヒデアルカラ田舎ニ於テ見タル事實 ヲ基礎トシテ質問致シテ見タイト思ヒマ	所得稅法中改正法律案(政府提出)
岡本實太郎君 平田敬一郎君	臨時利得稅法中改正法律案(政府提出)
特別法人稅法中改正法律案(政府提出)	特別法人稅法中改正法律案(政府提出)

付託議案

所得稅法中改正法律案(政府提出)

(第一〇號) 法人稅法中改正法律案(政府提出)

(第二號) 所得稅法中改正法律案(政府提出)

(第三號) 相續稅法中改正法律案(政府提出)

(第四號) 織物消費稅法中改正法律案(政府提出)

(第五號) 物品稅法中改正法律案(政府提出)

(第六號) 廣告稅法案(政府提出)(第二七號)

馬券稅法案(政府提出)(第二八號)

印紙稅法中改正法律案(政府提出)

(第二九號) 利得稅法中改正法律案(政府提出)

提出(第三〇號) 特別法人稅法中改正法律案(政府提出)

(第三一號) 营業稅法中改正法律案(政府提出)

(第三二號) 臨時租稅法中改正法律案(政府提出)

提出(第三三號) 國庫出納金端數計算法中改正法律案(政府提出)

(第三四號) 臨時租稅等ノ日滿二重課稅防止ニ關スル法律案(政府提出)

(第三五號) 戰時災害國稅減免法案(政府提出)

(第三六號) 地方分與稅法中改正法律案(政府提出)

提出(第三七號) 所得稅等ノ日滿二重課稅防止ニ關スル法律案(政府提出)(第二六號)

提出(第三八號) 國庫出納金端數計算法中改正法律案(政府提出)

(第三九號) 臨時租稅等ノ日滿二重課稅防止ニ關スル法律案(政府提出)

(第三十號) 戰時災害國稅減免法案(政府提出)

(第三十一號) 地方分與稅法中改正法律案(政府提出)

(第三十二號) 所得稅等ノ日滿二重課稅防止ニ關スル法律案(政府提出)

(第三十三號) 戰時災害國稅減免法案(政府提出)

(第三十四號) 地方分與稅法中改正法律案(政府提出)

(第三十五號) 戰時災害國稅減免法案(政府提出)

(第三十六號) 地方分與稅法中改正法律案(政府提出)

(第三十七號) 戰時災害國稅減免法案(政府提出)

(第三十八號) 地方分與稅法中改正法律案(政府提出)

(第三十九號) 戰時災害國稅減免法案(政府提出)

(第三四十號) 地方分與稅法中改正法律案(政府提出)

(第三五一號) 戰時災害國稅減免法案(政府提出)

(第三五二號) 地方分與稅法中改正法律案(政府提出)

(第三五三號) 戰時災害國稅減免法案(政府提出)

(第三五四號) 地方分與稅法中改正法律案(政府提出)

(第三五五號) 戰時災害國稅減免法案(政府提出)

(第三五六號) 地方分與稅法中改正法律案(政府提出)

(第三五七號) 戰時災害國稅減免法案(政府提出)

シモ持チマセヌ、又私共ノ背後ニ居ル國民ノ總テト云フモノハ、左様ナ考へハ絶對ニ持ツテ居ナイト云フコトヲ豫メ茲ニ申上ゲ、其ノ心持ヲ以テ質問ヲスルト云フコトハ御承知置キヲ願ヒタイト思ヒマス
私ハ此ノ間豫算委員會ニ示サレタ色々々ナ數字ニ依ツテ昭和十六年度ノ實行豫算ノ結果トシテ、十三億圓ノ節約ヲ示サレタト云フコトニ付テ、此ノ節約ガ非常ニ宜シイト云フヤウナコトヲ吹聽シテ居ル向キモアルヤウデアリマスガ、私ハ少シ考へ方ガ違ヒマス、豫算ノ方ヲ正確ニ編成ヲシテ置カルト、ソレガ自ラ租稅ノ方ニモヤハリ影響ガ及ンデ來ル、豫算ヲ作ツテ吾々ヲシテ議決セシメテ、年度ニ入ルヤ入ラヌデ直チニ十三億圓モノ金ヲ餘スヤウナ實行豫算ヲ作ラナケレバナラヌ、無論十六年度ニハ色々ノ情勢ノ變化ガアリマシタカラ、種々ノ關係ニ於テ餘儀ナイ事情ガアツタコトハ之ヲ認メルノアリマスガ、獨リ十六年度バカリデヤナイ、近來ハ實行豫算、殆ド是方例トナツテ居ル、斯ウ云フコトヲシナイヤウニ豫メ豫算ヲ編成スル場合ニ於テ留意シテ行カレタナラバ、隨テソレニ基イテ計畫サレル増稅ノ方ニ於テモ色々斟酌ノ出來ル點ガアルノデハナイカ、斯ウ云フ疑ヒヲ持チマス、主稅局長ニ之ヲ御尋ネスルコトハ間違ツテ居ルカモ知レマセヌケレドモ、同ジ大藏省ノ方デアリマスカラ、若シ御答ヘガ出來レバ初メニ之ヲ伺ツテ置キマス

シ、歳出豫算ニ於テモ事後ニ於テ實行豫算ヲ編成シテ、折角議會ガ協賛ヲ與ヘタ豫算ヲ節約等ニ依ツテ變更スルヤウナコトノナイヤウニ、又歳入方面ニ於テモ出來ルダケ的確ナ見積リヲ立テ、豫算ノ正確ヲ期スベキデアルト云フ御意見ニ對シテハ正ニ其ノ通リデアリマシテ、同感ノ次第ゴザイマス、御話ニモアリマシタヤウニ、最近ノ内外ノ情勢ト云フモノハ、非常ニ目マグルシイ程急速ナ歩調ヲ以テ變化致シマスル爲ニ、政府トシテハ豫メ是等ノ對策ニ付テ考慮ハ致シテ置クノデアリマスルケレドモ、尙ホ豫算ノ變更ヲ來スヤウナ場合ガ已ムヲ得ズ生ズルノデアリマシテ、例ヘテ申シマスレバ前年ニ於キマシテハ米英ノ資產凍結等ノ關係カラ致シマシテ、物動計畫ニモ狂ヒガ生ズル、サウナリマスト物動計畫が變更ヲ餘儀ナクサレマシテ、其ノ結果豫算ニ見積ツテアツカ必要ナ物資ノ使用ガ出來クナルト云フヤウナ所カラ、已ムヲ得ズ實行豫算ヲ組ンデ節約ヲスルト云フヤウナコトニ相成ル譯デアリマス、尙ホ經費ノ増大ノ方面ニ於キマシテモ最初ニ豫期シナイヤウナ事情ガ發生致シマスルノデ、最近ノ豫算編成トシマシテハ、相當豫備金ヲ多ク見積ルコトニ依ツテ、變化ニ對應シテ居ルヤウナ次第デアリマス、租稅ニ於キマシテモ、豫算見積當時ニ於テ資料ヲ集メマシテ、出来ルダケ正確ヲ期シテ居ルノデアリマスルガ、事情ノ變化ノ爲ニ實行ニ當リマシテ相當ノ相違ガ出テ參リマス、幸ニシマシテ減收致シマスルモノヨリモ、增收ノ出マスモノトシテ多額ノ豫備費ヲ取ルヤウニナツタコ

トハ宜シイト思ヒマス、唯併シソニ豫備
費ガアルカラ自然ニ支出ガ増シテ來ルヤウ
ナ傾向ハ免レナイデアリマセウガ、是ハ
當局ニ於テ引締メテオイデニナレバ大體ノ
コトハ豫定通り參ツテ、濫支出ト云フヤウ
ナコトニナラヌト思ヒマスケレドモ、併シ
是ハ餘程困難ナコトデアツテ、大藏省ノ御
苦心ハ察セラレルコトデアリマス、此ノ點
ニ付テハ私ハ大藏省トシテ十分ニ今後御留
度ノ豫算ガ此ノヤウナ結果ニナツタコトニ
意ヲ願ヒタイ、同時ニ此ノ豫算ノ編成ニ關
シテモ、先程申上ゲタヤウニ、昭和十六年
度ノ豫算ガ此ノヤウナ結果ニナツタコトニ
付テハ、私ハ責メルノデハアリマセヌ、事
情已ムヲ得ナカツタカト思ヒマス併シ十六
年度バカリヂヤアリマセヌ、十五年度ニ於
テ、十四年度ニ於テ、豫算決定ノ後ニハ、
モウ早クモ實行豫算ニ手ヲ着ケルト云フヤ
ウナ豫算ノ編成方ハ、私ハ今後ニ於テ御留
意ヲ願ヒタイ斯ウ云フコトヲ申上ゲルニ過
ギナイノデアリマス

五年ノ前途ヲ見透ス譯ニハ參フナイケレドモ、オ前ノ心配スルヤウニ、明年明後年ニ過ヲ見レバ、五年三年ハ儲テ措キ、モウ翌年カラ直チニ増稅ガ又起ル、改正ガ又起ル、又此處ニ十一億圓ノ增稅案ヲ提出シテオイデニナル、主稅局自身、明年ハ如何ニスルカ明言ハ出來ヌ、委員ノ中カラ色々々新シイ稅目ナドガ提言サレルト、ソレニ付テモ今研究中ダ、斯ウ云フコトデアル、私ハソレガ惡イトハ言ハヌ、此ノ時勢ダカラ左様ニ相成ルコトハ已ムヲ得マセスケレドモ、サウナサルト云フコトデアルナラバ、ヤハリ是ハ臨時立法ノ形デ此ノ費用ヲ御取リニナツテ、サウシテ今國家ノ爲ニ凡ユル苦痛ヲ忍耐ニシテ居ル國民ヲシテ、幾分ナリトモ前途ニ其處デ難談ニモ御話ニナツテ居ツタヤウデアリマスガ、當分ノ所減稅ノ見込ガアラウトハ思ヒマセナイカ、斯ウ云フコトヲ私ハ考ヘル、今當分ノ所減稅ノ見込ガアラウトハ思ヒマセヌケレドモ、臨時立法ノ形ヲ執ツテ、國民ヲシテ何時カハ來ルベキ時代ニ於テ減稅ノ機會ガアルデアラウト云フ望ミヲ持タシムル、其ノ望ミハ空シクナルカモ知レヌガ、ヤハリ國民ヲシテ勢ヒ込ンデ仕事ニ從事セシムル爲ニハ其ノ方ガ宜シイデハナイカ、斯ウ云フ考ヘヲ持ツノデ、今日依然トシテ恒久立法ノ形ヲ執ラレルコトニ付テハ私ハモ宜シイ、併シ制度トシテハ臨時的ノ制度ニシテ御置キニナル方ガ宜イノデハナイ

カ、臨時立法ノ形ヲ執ルト、或ハ徵稅上其ノ他ニ御不便ノ點ガアルカモ知レヌケレドモ、其ノ點位ハ御忍ビニナツテモ、臨時立法ノ形ヲ御執リニナツタ方ガ宜シイノデハナイカ、斯ウ云フ考ヘヲ持ツノデアリマスガ、如何デアリマセウカ

増徴ガシ易クナツタ、所謂税制ニ彈力性ガ持タサレタ譯デアリマス、此ノ改正ナクシテハ昭和十五年以後ニ於ケル斯カル大増税ベ、恐ラク實行ガ出來ナカツタデアラウト思フノデアリマス、昭和十六年春ノ議會ニ於テハ増税案ノ提出ヲ致サナカツタノデアリマスガ、先般ノ間接税ヲ中心ト致シマス増税

行稅制ト並行のニ新シイ稅制ト云フヤウナ
モノヲ斷エズ考ヘテ參ルト云フコトハ、稅
ニ預カル事務當局ノ當然ナスペキ所デハナ
カラウカト思フノデアリマス、尙ホ臨時立
法トシテ置イタ方ガ、國民ガ戰費ヲ負擔ス
ル上ニ於テ、將來何時カハ輕減サレルカラ
ト云フ望ミヲ持テルカラ負擔シ易イカ、或

事業所得ニ於テ甲乙兩種ヲ合ハセテ三十一
萬餘人、不動產所得ニ於テ十七万二千人、
斯ウ云フコトニナツテ居リマスガ、是ガ勤
勞事業、不動產各別ニ、之ニ依ツテ得ラレ
ル税ノ金額ハ大體ニ於テ幾ラニナリマスカ、
詳細ノコトハ必要アリマセヌ
○松隈政府委員 只今御述べニナリマシタ

増徴ガシ易クナツタ、所謂稅制ニ彈力性ガ持タサレタ譯デアリマス、此ノ改正ナクシテハ昭和十五年以後ニ於ケル斯カル大增稅ハ、恐ラク實行ガ出來ナカツタデアラウト思フノデアリマス、昭和十六年春ノ議會ニ於テハ增稅案ノ提出ヲ致サナカツタノデアリマスガ、一般ノ間接稅ヲ中心ト致シマス增稅案ニ於テ平年度六億三千五百餘万圓、續イテ今回ノ直接稅ヲ中心トスル增稅案ニ於キマシテ十一億五千五百餘万圓ノ增徵ヲスルコトガ出來マシタ、此ノ增稅デ既ニ行詰ツタヤウニ感ゼラレルノデアリマスガ、此ノ增稅ト云フモノハ非常ニ大幅ノモノデアリマシテ、普通ナラバ二回、三回ニ至ツテヤツタデアラウモノヲ、大東亞戰爭ノ勃發ニ依リマシテ、戰費ヲ初メトシテ各種ノ經費ガ非常ナ勢ヒデ殖エマシタノデ、增稅ノ方モ一遍ニ思ヒ切ツテヤツタ感ガアルノデアリマス、隨ヒマシテ改正後間モナク相當ノ限度ニ來タヤウナ感ジガアルノデアリマスケレドモ、之ヲ若シ改正セズニ從來ノ形ノ儘デ置イタト致シマスナラバ、此ノ增稅モ容易ニ出來ナカツタノデハナカラウカト思ヒマス、其ノ意味ニ於キマシテ私ハ昭和十五年ノ稅制改正ハ確カニ有意義デアツタト思フノデアリマス、而モ尙ホ今日ノ稅制ニ於テ、モウ增稅ノ餘地ガ全然ナイカト申シマスレバ、私ハ今日ノ稅制ノ下ニ於キマシテモ、將來尙ホ或ル程度ノ增稅ハ出來ルヲ考ヘテ居リマス、併シ財政需要ガモウ一層増大シ、增稅額方益、殖エテ參ルト云コトニナレバ、ヤハリ今日ノ稅制ト雖モ之デアリマスカラ、其ノ場合ニ於テ、行詰ツテカラ考ヘルヨリモ、行詰ル以前ニ於テ現

行稅制ト並行的ニ新シイ稅制ト云フヤウナ
モノヲ斷エズ考ヘテ參ルト云フコトハ、稅
ニ預カル事務當局ノ當然ナスベキ所デハナ
カラウカト思フノデアリマス、尙ホ臨時立
法トシテ置イタ方ガ、國民ガ戰費ヲ負擔ス
ル上ニ於テ、將來何時カハ輕減サレルカラ
ト云フ望ミヲ持テルカラ負擔シ易イカ、或
ハ今日豫想セラル所ニ依レバ、戰ハ寧ロ
長期ニ瓦ルノデアル、而モ一方ニ於テ戰爭
シツツ、他方ニ於テハ建設シナケレバナラ
ヌ、サウシマスレバ財政需要ノ増大ト云フ
コトガ相當長キニ瓦ルトスルナラバ、寧ロ
臨時立法デ氣休メヲスルヨリモ、恒久法ノ
稅率ニ一應シテ置キマシテ、國民トシテハ
稅ヲ負擔スルコトニ依ツテ大東亞戰爭ヲ勝
拔クノデアル、大東亞共榮圈建設ノ爲ニ
ハ、出來ルダケ負擔ヲシナケレバナラスト
云フ氣持ヲ持タシテ引張ツテ行ク方ガ宜イ
カト云フコトハ、見方ノ相違ニ依ルノデア
リマスガ、私ハ寧ロ此ノ際ハ氣休メノ臨時
立法ヨリハ、恒久法ニシ置ク方ガ宜イカト
思ヒマス、將來何時其ノ恒久法ヲ直シテ減
稅スルカト云フコトハ、財政狀況、經濟狀況
其ノ他各般ノ事情ノ變化ヲ見タ上デ、十分
ノ餘裕ガ出テ參ツタ時ノ問題デアルト思フ
ノデアリマス

事業所得ニ於テ甲乙兩種ヲ合ハセテ三十一
万餘人、不動産所得ニ於テ十七萬二千人、
斯ウ云フコトニナツテ居リマスガ、是方勤
勞事業、不動産各別ニ、之ニ依ツテ得ラレ
ル税ノ金額ハ大體ニ於テ幾ラニナリマスカ、
詳細ノコトハ必要アリマセヌ
○松隈政府委員 只今御述べニナリマシタ
勤勞所得、事業所得、不動産所得ノ免稅點
及ビ基礎控除引下ニ依リマシテ増加致シマ
スル人員ハ其ノ通りデゴザイマス、尙ホソ
レニ依リマシテ新タニ殖エマスル稅額ハ勤
勞所得ニ於キマシテハ七百七萬三千圓程デ
アリマス、事業所得ニ於キマシテハ二百三
十七万七千圓程デアリマス、不動産所得ニ
付キマシテハ四百七十七万七千圓程デアリ
マス、尙ホ只今申上ダマシタ數字ハ家族控
除ヲ行ヒマスル以前ノ算出稅額デアリマス
○森肇委員 サウシマスト、家族控除ガ
之ニ伴ウテ參リマスカラ、之ヲ引キマスト
相當減額スルモノト見テ宜シイト思ヒマス
ガ、ソレハ如何デスカ
○松隈政府委員 其ノ通リデゴザイマス
○森肇委員 私ハ劈頭ニ申上ダヤウニ、
同ジ不動産所得ニ付テモ、私ノ朝夕目擊ス
ル所ノ主トシテ耕地等ヲ基礎トシテ意見ヲ
申上ゲルノデアリマス、都市ノ家屋賃貸ノ
如キコトハ暫ク別問題ト致シマス、サウ云
フ點ニマデ觸レマセヌ、私ノ朝夕見ル所ヲ
於テ最モ必要ナルモノハ、國民ヲシテ其ノ
國民ガ一齊ニ此ノコトニ精ヲ出サナケレバ
ナラヌ時デアリマスカラ、隨テ政治ノ上ニ
活トハ何ゾヤト云フガ如キ定義ノ議論ハ私

ハ致シマセヌ、是ハ常識デ以テ判断ヲ致シ
テ參リマスト、農村ニ於テハ是ダケハドウ
シテモナクテハ食ヘナイ、都ニ於テハ、是
ダケハナケレバナラスト云フコトハ大體ノ
見當ハ付クノデアリマス、其ノ考ヘカラ私
ハ最低生活ダケハ何トシテモ保障シテ行カ
ナケレバナラスト思フ、併シ此ノ戰爭ノ情
勢如何ニ依リマシテハ、其ノ最低生活ノ意
義モ亦自ラ變ツテ來マセウ、全然砂糖ナシ
ノ時代ガ來ルカモ知レマセヌ、或ハ潤澤ニ
供給セラレル時代ガ來ルカモ知レマセヌ、
其ノ時ニ依ツテ最低生活ノ意義ハ幾ラカ違
ヒマセウケレドモ、大體ハ常識デ判断ガ出
來ル、其ノ最低生活ニ對シテ稅ノ手ヲ及ボ
シテ行クト云フコトハ、如何ニ戰時ト雖モ
面白クナインデヤナイカ、ソレダケハ避ケ
テ行クダケノ餘裕ガマダ日本ニアルノヂヤ
ナイカ、又サウヤツテ行キマスコトガ民ヲ
安ンズル所以ノ、所謂戰時ノ政治トシテハ
必要ナコトデハナイグラウカ、斯ウ私ハ考
ヘルノデアリマスガ、御意見ハ如何デアリ
マセウカ

況如何ニ依ツテハモツト高クナラケレバ
稅ヲ負擔シナイモノモ出ル、サウ云フコト
ニナツテ居ルノデアリマス、併シ之ニ依ツ
テ直チニ課稅ノ範圍ニ入ツテ行ク人モ亦少
クナイコトハ御示シニナツタ表デ分ル、殊
ニ此ノ不動產所得ノ、殊ニ耕地ヲ基礎トシ
マスルモノニ付テハ、私ハ今ノヤウナ米價
ノ狀況デアリ、各稅務署ノ考へ方如何ニ依
ツテハ、一定ノ基準ヲ御示シニナツテ居ル
デアリマセウケレドモ、三反歩カ四反歩位
ノ田地ヲ持ツテ、多少ノ畠ヲ持ツタヤウナ
地主ハ既ニ之ニ入ツテ行クノデアリマス、
事業所得ノ關係ニ於テハ五反歩位ノ人デモ
ソレニ入ルノデアリマス、假ニ玄米十俵ノ
小作料ノ取レル人ト假定シタ時ニ、俵デ十
七、八圓シカ値打ヲ持タヌカラ、十俵トシ
テ一箇年ニ百七、八十圓、其ノ米ヲ土臺ニ
シテ、他ノモノハ自分ノ効キニ依ツテ補充
シテ暮シテ居ルト云フヤウナ地主ハ私ハ全
國ニ於テ少クナイト思フ、此ノ間内務省ノ
政府委員トノ間ニ問答致シタ時ニ申上ゲタ
ヤウニ、今地方ニ於ケル歲入ノ不足ヲ補フ
モノハ主トシテ土地デアル、土地以外ニ收
入源ト云フモノハナイ、伸ビ縮ミハナイ、
斯ウ云フモノニマデ課稅ヲシナケレバナラ
ヌ程ノ國ノ現狀ダト私ハ考ヘテ居ラヌ、併
シ是マデヤラナケレバナラヌ理由ハ何處ニ
アルカ、ココマデ食入ツテ行カナケレバナ
ラヌ建前ハ何處ニアルデセウカ、先日岡本
リマスガ、モウ一度伺ツテ置キタイト思ヒ
マズ増徵案ヲ計畫致シマスニ當リマシテ、
君ノ質問ニ對シテ御答ヘニナツタヤウデア
リマスガ、モウ一度伺ツテ置キタイト思ヒ
○松隈政府委員 今回直接稅ヲ中心ト致シ
マス

最モ其ノ分布狀況が廣々、隨テ増税ニ依ル
收入ヲ上ゲル目的ヲ達シ易イ、別ノ言葉デ
申上ゲマスレバ比較的多分ニ彈力性ヲ持ツ
テ居リマスル分類所得税ニ重點ヲ置イタ譯
デアリマスガ、其ノ場合ニ於テ税率ヲ或ル
程度引上ゲマスルト共ニ、國民ヲシテ出来
ルダケ所得税ヲ負擔セシムル、所得稅ヲ負
擔スルコトニ依ツテ戰費ノ一部ヲ分擔セシ
ムルヤウニ致シタイ、斯ウ云フ考ヘヲ以チ
マシテ免稅點ヲ引下グ、基礎控除ノ引下ヲ
行ツタヤウナ次第アリマス、此ノ場合ニ
於キマシテ先程御話ノアリマシタ國民最低
生活ノ維持ト云フコトノ爲ニ、一方ニ於テ
扶養家族ノ控除ヲ引上ゲマスルナリ、或ハ
保險料ノ控除ノ範囲ヲ擴大シマス等種々
苦心致シテ居ルノデアリマス、隨ヒマシテ
獨身者ニ付キマシテハ或ル程度免稅點ノ引
下、基礎控除ノ引下ニ依リマスル負擔ガアル
ヤウデアリマスルケレドモ、何ト言ツテモ獨
身者デアリマスレバ比較的生活ヲ切詰メ易
イノデヤナイカト思ハレルノデアリマス、
勤勞所得ニ付テ見マシテモ六百十圓ノ獨身
者ト假定致シマスレバ、今回新タニ課稅ニ
ナリマシテ年額一圓ノ分類所得税デアル、
斯ウ云フ譯デアリマス、成程月給ニ直セバ
五十圓餘ノモノデアリマスルケレドモ、年
ニ分ツテ一圓程度ノ戰費ノ負擔デアルナラ
バ、心掛け如何ニ依ツテ私ハ堪ヘ得ルノデ
ハナイカト思フノデアリマス、妻及ビ子供
ニアリマスル者ニ付テハ、扶養家族ノ控除
ヲ擴大致シマシタコトニ依リマシテ、一方
ニ基礎控除ノ引下或ハ税率ノ引上等ガアリ
現ハレテ居ラナイノデアリマス、殊ニ子女五
人以上ニ及ビマスル者ニ付キマシテハ、扶

養家族ノ控除ヲ一人三圓ト致シマシタ關係上、例ヘバ所得三千圓ノ階級デ妻及ビ子供五人アリト致シマスレバ、改正前ノ、詰り現行法ニ於テ六十四圓八十錢ト云フ負擔額ガ、改正後ニ於キマシテハ二十四圓デアリマシテ、四十圓程負擔ガ安クナル、斯ウ云フヤウナ結果ニモ相成ルノデアリマス、隨ヒマシテ國民ノ生活ノ維持ト云フコトノ爲ニハ、或ル程度マデノ考慮ガ拂ハレテ居シ譯デアリマス、尙ホ土地カラ上リマスル所得ノ場合ニ付テモ、大體同様ノコトガ言ヘルノデアリマシテ、御話ニモアリマシタヤウニ、前ノ場合デアリマスルト、現在扶養家族ノナイ場合、即チ獨身者デアリマスルト、小作ニ付シテ居リマスル場合、即チ不動産所得ニ入ルノデアリマスルガ、一反當リノ平均所得額ガ二十八圓三十五錢程度ニナツテ居リマス、サウシマスルト八反八畝位ノ田ヲ持ツテ小作ニ付シテ居リマスル者ハ、不動産所得ノ稅ガ課カル譯デアリマス、改正後ニ於キマシテハ免稅點ガ下リマシタ關係上、八反八畝デハナクシテ、五反三畝位ノ所カラ、不動產所得ノ稅ヲ負擔スルコトニナルノデアリマスガ、大體獨身者デアリマスレバ、勤勞所得ニ付テ申述ベタト同ジヤウナコトガ言ヘルノデハナイカト思フノデアリマス、之ニ反シマシテ扶養家族三人デアリマスル場合、大體日本ノ家庭ノ平均カラ申シマスレバ、扶養家族ハ三人程度ハアルノデアリマスルガ、ソレヲ取ツテ見マスルト、一方ニ於テ免稅點ヲ引下ゲ、稅率モ上リマシタケレドモ、扶養家族ノ控除ノ引上方相當響イテ參ルノデアリマシテ、現在ノ場合ハ田ノ小作ニ付シテ居ル反別ガ一町ニ反八畝程度カラ分

却テ一町八反二畝ニナラナケレバ、分類所得税ハ課カラナイ、斯ウ云フ風ニ相成ツテ居リマス、ソコデ度々申上ゲマズル通り、國民トシテ此ノ際或ル程度ノ戰費ヲ負擔シテ戴クト云フニ意味ニ於テ、即チ所得税ヲ國民税タラシムル意味ニ於テ、課税範圍ヲ擴ガタノデアリマスガ、一方國民生活ノ維持安定ト云フニモ者慮ガ拂ハレテ、家族ノアリマスル者ニ付テハ必ズシモ最低生活ニ食入ツテ行クト云フ方面バカリデバナイ、斯ウ云フ風ニ御諒承ヲ願ヒタイノデアリマス〇森(警)委員 只今主税局長ハ子供ナドヲ澤山持ツテ居ル方面ノ算盤バカリ置イテ居ル、ソレハサウ云フ結果ニナルコトハ當然デアリマス、其ノ通リノ方針ニナツテ居ル、私共ノ見ル所ノ農村等ニ於テハ必ズシモ扶養家族ヲ持ツテ居ル者バカリデヤナイ、扶養家族ハ唯妻一人ト云フ人モ相當ニアル、老或ハソレガ全然子供ナドガナイト云フノデシテ居ルト云フ者モアル、若シ是ガ勤勞所得者ヲ其ノ家ニ持ツテ居ルナラバ、其ノ人イタ夫婦ガ二人デ其ノ土地ヲ相手ニシテ暮シテ居ルト云フ者モアル、爾親ヲ養ツテ行クコトガ出来ルノデアリマセウケレドモ、農民ニ對シテハ此ノ保障ハ絶対ニアリマセヌ、何モナイ、是等ノ人々モ亦此ノ立場ニ立ツノデアリマスカラ、爾親ヲ養ツテ行クコトガ出来ス、此ノ反面モ私ハ御覽ヲ願ヒタイ、本當ニ私ハ涙ヲ以テ地方農村ノ状態ヲ見テ居ル、必ズシモ負擔ヲ輕減シロト云フノデハアリマセヌ、サウ云フ國民ノ生活ニ食入ツテ行クト云フコトヲ惧レル、斯ウ云フ者ヲドウスルカト云フコトモヤハリ考ヘテ下サ

ラナケレバナラヌ、殊ニ農村ニ於テハ五人以上ノ子供ヲ養ツテ居ルト云フ家ハ、寧ロ昔ノ尋常科卒業、今日ノ國民學校ノ初等科ヲ出ル近クニナルト、モウ家庭ノ手助ケヲスル、況ンヤ高等科ニ居リマス者デアリマスト、相當ノ効キヲヤツテ居ル、即チ子供ヲ常ニ仕合セラシテ居ル、サウデナイ者ガアル、ココヲ机上ノ空論バカリデナク實際ニサウダト言ハレル方ガ、勞力不足ノ今日非常ニ仕合セラシテ居ルト、即チ子供ヲ付テ御考ヘラ願ヒタ一氣ノ毒ナコトデス、昭和十五年ノ改革ノ時モ其ノ通りデ、其ノ前カ一體大藏省ノ土地持ニ對スル態度ト云フモノハドウモ私ハ他ノモノヨリモ殘酷ノヤウナ氣ガスル、動カザル土地ヲ持ツテ居ル、之ニ課稅シテ宜シイト、此ノ頭デオヤリニナルト云フ感ジヲ持ツ、今日食糧資源ノ給源デアル農村ヲ維持シテ行ク爲ニハヤハリ小農ヲ御助ケニナラナケレバイカヌ、今其ノ小農、小地主ト云フモノガ小作ニ付シテ居ルノハ、餘儀ナク之ヲ小作ニ付シテ居ルト云フ實情ナノデアリマス、纏テ自分ノ跡繼ギヲ育テタナラバ、其ノ者ヲシテ百姓ヲサセヨウトシテ、祖先ノ祀リト同ジヤウニシテ、其ノ家ト土地ヲ大事ニ保持シテ居ルト云フノガ農村民ノ氣持デアリマス、私ハ之ニ對シテハ相當尊敬ヲ拂ツテ宜シイト思フ、日本ノ強イ基礎ハ此處ニアル、斯ウ云フ關係カラ此ノ免稅ノ點ノ引上ゲニ依ツテ何程ノ金ガ上ルカ、大負擔カラ免レルカト云フトサウデハナイ、シタモノデナイ、十一億ノ増稅ヲヤルノニ大シタモノデハナイ、ソレナラバ此ノ稅ヲ課ケナケレバソレ等ノ人々ハ全ク國ノ稅ノ負擔カラ免レルカト云フトサウデハナイ、國民ニアラズトハ所得稅ヲ負擔シナケレバ

私ハ言ヘナイト思フ、殊ニ國稅デハアリマセヌガ地方費ノ負擔ニ於テハ少シモ昔ト變ル所ハナイ、寧ロ段々増シテ行ク、斯ウ云フ時代デアルカラシテ、此處ハ少シ御考ヘニ農耕地ニ對スル課稅ニ關シテハ、昭和十五年ノ改革ノ時ニアタ方ハ免稅點ヲ百圓トシテ原案ヲ御出しニナツタ、其ノ時ニ委員會デ色々論爭ノ結果二百五十圓マデ持ツテ行ツタ、ソレヲ又百五十圓ニ御下ダニナルノデアリマス、殊ニ是ハ免稅點タル百五十圓ヨリ一錢上ニ上ツテモ直チニ課稅ノ中ニ入ツテ行クコトニナツテ來ル、ココラハ考ヘナケレバナラヌ、例ヲ勤勞所得ニ取ツテ見テモ、私ハ昭和十五年ノ時デモ能ク皆サンノ御説明ヲ耳ニシテ居ツタ積リデアルガ、後ニナツテ考ヘテ見ルト、一軒ノ家ニ勤勞所得者ガ三人アツテモ、其ノ三人各、基礎控除ガ行ハレルト云フ規定ニナツテ居ルトハ知ラナカツタ、例ヘバ田舎ノ者ガ三人ノ子供ヲ給料取ニシテ一箇年ノ收入ガ假ニ千五百圓ニナルト假定致シマシテモ、ソレハ免稅サレルト云フヤウナ結果デアル、農民ノ方ハサウヂヤナイ、家族中二人百五十圓ノ者ヲ持ツテ居ツテモ、モウソレハ課稅サレル、非常ニ此ノ間ノ差ガ大キクナル、フ譯カ、私ハアナタ方ノ疑ヒヲ避ケル爲ニ申上ゲテ置キマスガ、私ハ土地持デモナケレバ漁業家デモ何デモナイ、全クノ無資産者デアリマス、私ハ此ノ稅金ガドウナルカ、

○ 松隈政府委員 資産所得ニ付キマシテハ
御承知ノ通り免稅點ヲ置カナイト云フノガ
從來ノ建前デアリマス、唯徵稅ノ便宜上餘
リニ小サナ資產所得マテ拾フト云フコトハ
煩雜ニ通ギマスル爲ニ、便宜上免稅點ト云
フモノヲ置イテ居ル譯デアリマス、隨テ手
續上小サクテモ徵收ノ出來マスモノハ免稅
點ナシニ徵收シテ居ル、例ヘバ配當利子所
得ニ於キマシテモ、甲種ハ免稅點ヲ設ケズ
ニ徵收シテ居ル、乙種ニ付テハ賦課課稅ヲ
致シマス關係上、免稅點ヲ百圓ト云フヤウ
ナ所ニ置イテ居ルノデアリマス、不動產所
得モ資產所得デアリマスルカラ、免稅點ヲ置
カナイト云フコトモ言ヘルノデアリマスガ、
賦課課稅デアリマスル點ヲ考慮ニ入レマシ
テ、徵稅上ノ手續ノ煩瑣ヲ避ケル意味ニ於
テ免稅點ヲ置クノデアリマスガ、其ノ場合
ニ於テ幾ラニスルカト云フコトハ色々見方
ガアルノデアリマシテ、昭和十五年ノ稅制
改正ノ際ニ於テハ理論通リニ配當利子所得
ノ乙種ガ百圓デアルナラバ、不動產所得ニ付
テモ百圓デ差支ヘナイト云フヤウナ積リテ提
案シタノデアリマスガ、議會ノ御意見モアリ
マシテ二百五十圓ト云フコトニ相成ツタヤ
ウナ譯デアリマス、今回基礎控除ノ方ラソレ
ゾレ引下ダマシタノデ、不動產所得ニ付テモ
ソレトノ釣合ヲ取リマシテ百五十圓程度マデ
引下ゲタノデアリマス、不動產所得ニ付キマシ
テハ、不動產所得ダケデ暮シテ居ル人ニ取り
マシテハ相當キツイノデアリマスガ、一方他ノ
所得ガアリマシテ、併セテ少シノ土地ヲ持
ツテ、小作ニ付シテ居ルト云フヤウナ階級

モ相當アルノデアリマス、丁度他ノ所得ガ
相當アツテ銀行預金ヲシタリ、或ハ少シノ
株ヲ持ツテ配當利子所得ヲ取ツテ居ル、斯
ウ云フモノト似タ點ガアルノデアリマス、
サウ云フ風ニ所得ガ相當アリマスル者ニ付
キマシテハ、配當利子所得ニ付テモ細カイ
モノデモ合算シテ差支ヘナイ、不動産所得
ニ付テモ細カイモノヲ合算シテ差支ヘナ
イ、斯ウ云フコトデ行ケルノデアリマス、
唯共ノ所得ダケシカナクテソレデ暮シテ居
ルト云フ者ニ付テハ、配當利子所得ニ付テ
モ實ハ乙種ニ付テ百圓ノ免稅點デ、百圓ヲ
超エレバ直グソレニ分類所得稅ヲ課ケルト
云フコトハ、ヤハリ無理ガ行クト云フノト
同ジヤウナ議論ガ言ヘルト思フノデアリマ
スガ、是ハサウ云フ場合モアルカモ知レマ
セスキレドモ、ソレハヤハリ一方ニ於テ扶
養家族等ノ點デ考慮シテ行ク、隨テ獨身者
デアリ、或ハ夫婦一人切りデ夫婦ガ働ケル、
斯ウ云フ風ナ場合ニ於テハ何トシテデモ其
ノ負擔ヲ切り抜ケテ戴ク外ナインデアリマ
ス、唯御話ノヤウニ老齡ノ夫婦デアツテ、
勞働力ガ非常ニ少イト云フヤウナ場合等ニ
氣ノ毒ナ事情ガアルト云フコトハ能ク承リ
マシタ、又私ガ斯ク申シマスカラト云ツ、
タヤウナ事情デ、非常ニ苦心ヲシナケレバ
地方ニ於ケル土地カラ所得ヲ上ゲテ居リマ
スルモノガ、非常ニ餘裕ガアルトハ決シテ
申シテ居ルノデハナク、御述ベニナリマシ
タヤウナ事情デ、非常ニ苦心ヲシナケレバ
稅ガ納メラナイ、斯ウ云フ事情ニアルト
云フコトハ想像ガ出來ルノデアリマスガ、
是ハ單リ不動產所得ニ限ラズ、ドノ所得デ
モ少額所得デアツテ其ノ所得ダケシカナイ
ト云フヤウナモノノ場合ニ於テハ、ヤハリ

云フ意氣デナケレバ中々其ノ金額ヲ捻出
來ナイ、斯ウ云フヤウナ事情ニアリマス、
ソレダケ苦シイト云フコトハ同感デアリマ
ス、併シソコヲ耐ヘテ納稅シテ戴ク、サウ
云フヤウナ所得マデ合セマシテ、初メテ十
一億五千万圓ト云ツタヤウナ増稅ガ出來ル
ノデアリマス、詰リ少額ノ所得ト雖モ之ヲ
集積シテ初メテ大ヲ成スヤウナ狀況ニアリ
マスル點ハ、ドウゾ御諒承ヲ願ヒタイト思
ヒマス

〇松隈政府委員 農村ニ於ケル御事情ヲ切
切トシテ御懇ヘニナリマシタ點ハ謹ンデ拜
聽致シマシタ、租稅ノ方面ニ於ケル課稅理
論ト、其ノ課稅ノ實際、ソレガ何處マデ國
民生活ニ食入ツテ居ルカト云フコトノ見方
ニ付キマシテハ、私共ハ免稅點ノ引下、基
礎控除ノ引下等ニ付テモ御話ノヤウナ心配
ヲ出來ルダケナクスヤウニ考ヘテ、一方國
庫歲入ノ增加モ計ル、斯ウ云フコトデ從來
モヤツテ參り、今回モヤツテ參ツタノデアリ
リマスガ、御趣旨ノ程ヲ拜聽致シマシテ今
命令案要綱ハ頂戴シテ居ラヌヤウニ思ヒマ
後ニ於テ十分參考ニ資シタイト思ヒマス
スガ……

○勝委員長 次ハ小畑君

〇小畑委員 私ハ主トシテ法文一字句ノ意
義ニ付テ二、三伺ツテ置キタイト思フノデ
アリマス、戰時災害國稅減免法案ニ關スル
命令案要綱ハ頂戴シテ居ラヌヤウニ思ヒマ
スガ……

〇松隈政府委員 命令案ハ御配リシテアリ
マセヌ

〇小畑委員 出來テ居リマシタラ後デ成ベ
ク頂戴シタイト思フノデアリマス、命令案
要綱ガアリマスレバ、能ク分ルノダト思ヒ
マスガ、ソレガアリマセヌノデ、成ベク簡
單ニ伺ヒマスカラ簡單ニ御答辯願ヒタイ、
第一條ノ勅令案ノ内容ヲ伺ヒタイト思ヒマ
ス、ソレカラ此ノ戰時災害ト云フモノノ
中ニハ勿論身體生命ニ關スル被害ヲ包含シ
願ヒタイ、私ハ斯ウ云フ考ヘカラ此ノ質問
ヲ申上ゲタノデ、別ニ議論センガ爲ニ議論
致シテ居ル譯デハアリマセス、洵ニ見ルニ
忍ビザルガ故ニ申上ガタノデアリマス、其
ノ點ハ一ツ御諒承下スツテ、若シ之ニ付テ
御話ヲ戴クコトガ出來レバ拜聽致シマス、
私ノ質問ハ是デ終リマス

スカ テ居ルモノト思ヒマスガ、其ノ點ハ如何デ

公

ル戰鬪行爲又ハ之ニ基因シテ生ジマス災害ニ依リマシテ、被害ヲ蒙リマシタモノノアリマス場合ニ、被害者ノ納付致シマスル國稅、ソレカラ戰時災害ニ依リマスル被害物件ニ對シテ課セラルベキ稅ニ付テ勅令定ムル所ニ依ツテ輕減免除スル積リデアリマスガ、是ハ大東亞戰爭ノ勃發ニ依リマシテ、此ノ種立法ノ必要ヲ感ジマシテ提案致シタノデアリマス、其ノ被害ノ狀況等ニ依リマシテ具體的ナ事例ヲ見テ、ソレニ適應スル所ノ處置ヲ執リ得ルヤウニ、實際ノ發動ハ基本的ナ勅令ヲ此ノ法律ニ付テ出シマス、サウシテ更ニ其ノ運用トシテ必要ナ事項ハ省令ヲ以テ規定シテ參リタイ
(委員長退席、川崎委員長代理着席)
今日被害ヲ受ケルカドウカ、被害ヲ受ケマスル程度モ分リマセヌカラ、法律デソレヲ書キマスルヨリモ、寧ロ勅令以下ニ譲ツテ、其ノ際ニ適實ヲ期シタイ、斯ウ云フ積リデアリマス、唯ソレナラバドウ云フコトヲヤルノカト云フノデアリマスルガ、從來災害被害者ニ對スル租稅ノ減免、徵收猶豫等ニ關スル法律ト云フノガゴザイマス、是ハ水害ガアツクタカ、或ハ大火災ガアツクタカ、其ノ他震災、暴風雨等ノ場合ニ、ヤハリ被害者ガ出來タ、若シクハ被害物件ガアツクタ云フ場合ニ、被害者ノ納メル租稅、若シクハ被害物件ニ對シテ課カリマスル稅金ノ必要ナル勅令ヲ出シテ居ルノデアリマスガ、ソコニツクノ御手本ガアリマスルカラ、大

體ソレニ倣ツテ勅令案以下ヲ規定シタナラ
バ宜シイカト思ツテ居ルノデアリマス、尙
ホ御尋ネノアリマシタ納稅者ガ身體ニ傷害
ヲ受ケタ場合ニ租稅ノ減免、徵收猶豫ヲス
ルカト云フ點ハ、只今マデノ所デハソレハ
考ヘテ居リマセヌ、ソレハ別途ニ提案ニナ
ツテ居ル戰時災害保護法ト云フノガ厚生省
所管デ出テ居リマスノデ、サウ云フ身體ニ被
害ヲ受ケタ時ノ保護等ニ關シマスルコトベ
ソチラノ法律デヤツタラドウカト、今ノ所
考ヘテ居リマス

○小畠委員 ソレデハ茲ニ所謂戰時災害ニ
因ル被害者ト云フ中ニハ身體生命ニ關スル
被害者ヲ包含シナイト云フコトニ解釋シテ
宜シイモノト存ジマス、隨ヒマシテ直接戰
鬪行爲ニ參加シテ居ル軍人ノ傷病死ニ對ス
ル國稅減免ニ關スル途ハ此ノ法律ニ依クテ
ハ開ケナイト云フコトニナルト思ヒマス

〔委員長着席、川崎委員長代理退席〕

ソレカラ此ノコトハ電氣瓦斯稅法ノ問題ト
大體似テ居リマスカラ、後デ其ノ所デモ伺ハ
ウト思ツテ居ルノデアリマスガ、此ノ法文
ニ依リマスト戰時災害ニ因ル被害者ノ納付
スペキ國稅及被害物件ニ課セラルベキ國稅
ニ付、輕減又ハ免除スルコトヲ得、其ノ輕
減又ハ免除ハ勅令ノ定ムル所ニ依ルト云フ
ノデアリマスガ、法文ノ體裁カラ參リマス
ルト、戰時災害ニ因ル被害者ノ納付スペキ
國稅ニ付テハ、稅ノ減免ヲスル、其ノ減免
ノ程度——免除ニハ程度ガナイガ、輕減ノ
程度、方法ニ付テハ勅令ヲ以テ之ヲ定ムル、
斯ウ云フ風ニ受取レルヤウニ思フノデアリ
マスルガ、如何ナル戰時災害ニ對シテ國稅
減免法ヲ適用スルカト云フ問題ハ固ヨリ立
法行爲ニ屬スルコトデアツテ、此ノ法文カ

○松隈政府委員 只今ノ點ハ御説ノ通りデ
アリマシテ、法律ハ戰時災害ト書イテ居リ
マス、此ノ戰爭トハ東大亞戰爭ヲ意味スル
ト思フノデアリマス、隨ヒマシテ、如何ナ
ル戰爭ヲ指スカト云フコトヲ今ノ所勅令ヲ
以テ定メルト云フ考ヘハゴザイマセヌ、勅
令ヲ以テ定メマスルモノハ、ドウ云フ納稅
者ガドノ程度ノ被害ヲ受ケタ時ニドノ稅ヲ
幾ラ減免スル、若シクハ徵收猶豫スル、若
シクハ課稅標準ノ特例ヲ設ケルカト云フコ
トヲ決メタイト思フノデアリマス、モウ少
シ具體的ニ申上ゲマスト、例ヘバ營業者ガ
空爆ノ結果、店ヲ破壊サレ、其ノ結果商品
モ傷ンダト云フヤウナ場合ニ於テ、其ノ營
業所得ヲ免除スル、或ハ營業稅ヲ免除スル
ト云フヤウナ規定ヲ置イタリ、或ハ徵收ヲ
猶豫スル、若シクハ課稅標準ノ特例ヲ設ケ
タ場合ニ、其ノ者ノ納メル所得稅等ニ付テ
減免ガ出來ルカト云フコトニ付キマシテハ、
法文ノ解釋上ハ入り得ルノデアリマス、併
シ今マデノ所デハサウ云フ場合ニ於ケル國
稅ノ減免ニ付テ勅令ヲ出スカドウカト云フ
コトハ、ハツキリ決メテ居リマセヌ
○小畠委員 私ハ法文ノ文理解釋カラ申シ
マスト、其ノ被害ノ對象ガ財產デアル場合
ニ限ラズ、身體生命ニ關スル被害ヲモ當然
ムベキ限リデナイト思フノデスガ、如何デ
アリマセウカ

所ガ今ノ御話ヲ聽キマスルト、此ノ法律ニ依ツテ出ス所ノ勅令内容ニサウ云フコトヲ決メル積リテ居ラヌ、斯ウ云フヤウナ御話ノヤウニ同フノデアリマスガ、此ノ戦争被害ト云フモノノ定義ハ、本法ニ依ツテ御定メニナラナケレバナラヌモノデアルト私ハ思フノデス、而モ本法ニ所謂戦争被害トハ何モノデアルカト云フコトヲ勅令ノ規定ニ讓ルト云フコトハ、此ノ法案ノ中ニモ現ハレテ居ナイ、又憲法ガ法律ト命令トノ立法手續ヲ異ニ致シテ居リマスル趣旨カラ申シマシテモ、此ノ點ハ如何ナル點ヲ命令ニ委任スルカ、如何ナル點ヲ本法ニ規定スルカト云フコトハ、立法ノ體系ヲ亂サナイヤウニ明確ニシテ置イテ戴キタイト思フノデアリマス

ルベキ國稅ニ付キ勅令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ輕減又ハ免除スルコトヲ得、斯ウ書イテアリマシテ大災害ガアツテ死ヌ人モ出來ルダウ、或ハ家財、家具、商品等ヲ燒イタリ流シタリスル人モアルダウ、サウ云フ場合ニ於テ租稅上ニ於テモ輕減免除スルコトヲ得ルト云フ包括的ノ法律ヲ出シマシテ、實際ニ當ツテドノ程度ニ租稅ヲ輕減又ハ免除スルカト云フコトハ、被害ノ状況ニ應ジテ適當ナ勅令ヲ出スヤウニト云フコトニナツテ居リマス、丁度ソレニ例ヲ倣ヒマシテ、戰爭ノ際ニ於ケル戰鬪行爲及ビ之ニ基因シテ生ズル災害ヲ豫想シテ戰時災害國稅減免法ト云フモノヲ出シマシテ、戰時災害ニ依ツテ或ハ身體生命ニ被害ヲ蒙ルモノガアルデゴザイマセウ、或ハ家具、家財、商品等ヲ破壊損失サレルモノガ出來ルデセウ、其ノ場合ニ於テドノ程度ノモノハ稅ヲ輕減シナイドノ程度ノモノカラ、ドノ程度ニ、或ハ免除ヲシ或ハ輕減スルカト云フコトハ勅令ノ規定ニ讓ラシテ戴キタイ、斯ウ云フ積リデアリマス、從來ノ災害被害者ニ對スル租稅ノ減免、徵收猶豫等ニ關スル法律ノ適用トシテ出サレマシタ勅令ニ於キマシテハ、生命若シクハ身體ニ被害ガアツタト云フダケデハ租稅ヲ減免シテ居ラナイノデアリマス、ソレモ入り得ルノデアルケレドモ、從來ノ例カラ言ヘバ其ノ場合ニ勅令ハ出シテ居ラナイ、デアリマスカラ、ソレト歩調ヲ合セマスレバ、今回ノ戰時災害國稅減免法ニ於テモ人の損傷ノ方面ニ於テハ出サナイト云フコトモ考ヘラレルノデアリマス、併シ勅令デ出シテ出セナイコトハナイノデアリマスカラ、其ノ點ハ將來ノ問題トシテ十分ニ研究致シタイ、斯ウ思フノデアリマ

○小畠委員 御趣旨ハ能ク分ツテ居ルノデアリマス、此ノ輕減ノ程度、免除ニスルカドノ程度ノ輕減ヲヤルカト云フコトニ付テハ、勅令ヲ以テ御定メニナルコトニ此ノ法案ニモ現ハレテ居リマス、ソレハ結構ダト思フノデアリマス、併シ身體生命ニ關スル被害ヲ含ムカ含マナイカト云フコトハ、勅令ニ依ツテ定ムベキモノデハナイ、法律ニ依ツテ之ヲ規定スベキモノデアルト私ハ思フノデアリマス、ソレガ此ノ法律ヲ御出しニナリマス今日、此ノ所謂戰爭被害ノ中ニ身體生命ニ關スル被害ヲ包含スルカシナイカト云フコトガ決定サレテ居ラズ、而モ此ノ法文ニ——法文ノ文理解釋ノ上カラ言ヘバ勿論ソレハ入ルノデアリマスケレドモ、其ノ解釋上ノ御尋ネラシタ場合ニ、是ガ入リ得ルノダケレドモ、入レルカ入レスカ分ラスト云フヤウナ御答ヘデアルトスルト、身體生命ノ災害ガ此ノ中ニ入ルカ入ラヌカト云フコトハ、勅令ニ依ツテ規定シヨウトリ得ルノダケレドモ、入レルカ入レスカ分ラスト云フヤウナ御答ヘデアルトスルト、身體生命ノ災害ガ此ノ中ニ入ルカ入ラヌカト云フコトハ、勅令ニ依ツテ規定シナシ得ル權限ヲ與ヘラレテ居マスカラ、其ノ際ニ於テハ十分考慮シタイ、斯ウ云フ積リテ居リマス

○小畠委員 其ノ權限ヲ政府ニ與ヘルコトニナツテ居ルカ居ラヌカト云フコトハ、是ガ問題ダト思ヒマスガ、是ハ後デ電氣瓦斯稅法ニモ一寸似通ツタ所ガアリマスカラ、又其ノ時ニ伺フコトニ致シマス、ソレカラリマス、併シ之ヲ勅令ニ依ツテ御規定ニナルト云フコトハ、立法事項ト命令事項トヲ區別シテ居ル趣旨ニ反スルモノデアル、而モ此ノ法文ニ依ツテハ此ノ點ハ命令ニ委任シタコトニナツテ居ナイト私ハ恩フノデアリマス、其ノ點ヲモウ一遍明確ニシテ貰ヒタイト思ヒマス、ソレカラ今ノ御考ヘデハシタコトニナツテ居マシタ風水害ノ被害者ニ對シマスル標準ニ付テ伺ヒタカツタノデアリマスケレドモ、減免デアリマスルト、昭和十三年分第三種今ノ御答辯ニ依リマスト、是ハ伺ツテ見テモ今ノ所デハハツキリシナインデヤナイカト思ヒマスガ、此ノ法案ノ審議中ニ命令案ノ極ク要綱デ宜シイカラ、見セテ戴クコトガ出来タラ一ツ出シテ貰ヒタイト思フノデアリマスガ、如何デセウカ、是モ一緒ニ御答辯願ヒマス

○松隈政府委員 身體ニ對スル被害ト申シタイ ソレカラ此ノ法案ニ規定サレテ居リマスコトハ、國稅ノ輕減又ハ免除ト、課稅標準ノ計算ニ關スル特例ト、申告及ビ申請並ニ納期ニ關スル特例ト、徵收猶豫ノ點ヲ主眼第三種所得金額五千圓以下ナルトキ納額ノマスモノモ、ヤハリ戰爭ノ際ニ於ケル戰鬪行爲及ビ之ニ起因シテ生ズル災害デアリマスレバ、ヤハリ戰時災害ニ因ル被害者ト云フコトニ字句的ニハ當該マリマス、字句的ニハ當該マツテモ、其ノ場合ニ於テ租稅ヲ思フノデアリマス、免除ニハナラナイケレハ、勅令ヲ以テ御定メニナルコトニ此ノ法案ニモ現ハレテ居リマス、ソレハ結構ダト思フノデアリマス、併シ身體生命ニ對スル被害ヲ含ムカ含マナイカト云フコトハ、勅令ニ依ツテ定ムベキモノデハナイ、法律ニ依ツテ之ヲ規定スベキモノデアルト私ハ思フノデアリマス今日、此ノ所謂戰爭被害ノ中ニ身體生命ニ關スル被害ヲ包含スルカシナイカト云フコトガ決定サレテ居ラズ、而モ此ノ法文ニ——法文ノ文理解釋ノ上カラ言ヘバ勿論ソレハ入ルノデアリマスケレドモ、其ノ解釋上ノ御尋ネラシタ場合ニ、是ガ入リ得ルノダケレドモ、入レルカ入レスカ分ラスト云フヤウナ御答ヘデアルトスルト、身體生命ノ災害ガ此ノ中ニ入ルカ入ラヌカト云フコトハ、勅令ニ依ツテ規定シヨウトリ得ルノダケレドモ、入レルカ入レスカ分ラスト云フヤウナ御答ヘデアルトスルト、身體生命ノ災害ガ此ノ中ニ入ルカ入ラヌカト云フコトハ、勅令ニ依ツテ規定シナシ得ル權限ヲ與ヘラレテ居マスカラ、其ノ際ニ於テハ十分考慮シタイ、斯ウ云フ積リテ居リマス

○松隈政府委員 議會中ニ命令案要綱ヲ示シテ欲シイト云フコトデアリマスルガ、命令ヲ出シマスルノハ具體的ノ被害狀況方出ス、隨テ被害ノアリマシタ地域、其ノ範圍、マシタ時ニ、其ノ狀況ニ應ジテ適切ト思ハレルヤウナ命令ニ致シタイト思フノデアリマスガ、左様デアリマスカ

全部ノ免除デアリ、五千圓ヲ超エルトキ納額
ノ十分ノ五ノ輕減デアル、斯ウ云フ風ニモウ
大部分ノ税ガ納マツタ後デスカラ、
輕減ノ規定ガ割合ニ少イノデアリマス、サ
ウ云フ風ニ災害ノ發生シタ時期等モ非常ニ
關係シテ來ル譯デアリマス、隨テソレ等ノ
コトヲ總テ豫定シテ此ノ際ニ勅令案ヲ作ツ
テシマツテ置クコトハ實際ト合ハナイ、斯
ウ云フ風ナ場合モ出テ來ルカト思ヒマスノ
デ、ヤハリ法律ニ依ツテ勅令デサウ云フコ
トヲナシ得ルト云フ權限ヲ委任シテ戴イ
テ、勅令及ビ其ノ以下ノ省令デ實際ニ適
用スルヤウニ運營シテ參ルノガ、一番時宜
ニ適スルノデハナイカト思ヒマス
ソレカラ其ノ次ノ御尋ネノ租稅ノ輕減ト
云フコトト、課稅標準ノ計算ニ關スル特例
トガ、條文ガ分レテ居ルト云フコトデアリ
マスガ、是ハ全ク稅ノ技術的ノコトデアリ
マシテ、實質的ニハ仰シヤル通リ課稅標準
ノ特例モ輕減ノ一種ナシデアリマス、唯吾
吾ノ用語トシマシテハ輕減ト云フコトハ、
算出サレタ確定シタ稅額ヲ減ラスコトヲ輕
減ト云フノデアル、其ノ算出ノモウ一步前
ニ邇ツテ寛大ナボヒヲスルト申シマスカ、
或ル特例ヲ認メマスコトヲ、課稅標準ノ計
算ニ關シテ特例ヲ設ケルト言ツテ居リマス、
例ヘバドウ云フ場合デアルカト云ヘバ、資
産ニ付テ損害ガアツタト云フ其ノ資產ノ損害
ヲ、營業ノ經費トシテ引クコトヲ認メル、
斯ウ云フコトニ致シマスコトハ、課稅標準
ニ關シテ從來ナラバナイノニ、特ニ特例ヲ
認メルト云フコトデアリマス、サウ云フコ

トヲシマスレバ課税標準金額が小サクナツテ、結果ニ於テハ稅ノ輕減ニナルノデアリマスガ、算出シタ稅金ノ輕減ト違ツテ元ヲ寛大ニ扱フ、斯ウ云フコトデアリマスノデ、其ノ場合ニハ特ニ課税標準ノ計算ニ關スル特例ト云フ言表ハシ方ヲシテ居ルダケノコトデアリマス

全部ノ免除モ如何カト思ハレマスノデ、輕減ヲスル、斯ウ云フ積リデアリマス、ソレカラ課税標準ノ特例ト申シマスルノハ、先程モ申上ゲマシタヤウニ、營業者ノ營業用ノ土地建物ガ破壊滅失シタ、斯ウ云フ場合ニ於キマシテハ、從來ソレハ資産ノ滅失デアツテ營業上ノ損金デハナイ、斯ウ云フ解釋ガアツタ、所ガ災害ニ因ツテ營業用ノ土地建物ノ滅失毀損致シマシタ場合ニハ、其ノ資産ノ損害ヲ營業上ノ經費トシテ營業ノ利益カラ引クコトヲ認メル、是ガ課税標準ノ計算ニ關スル特例デアリマス

○小畠委員 第五條ノ適用ニ付テノ御答辯ガ落チテ居リマシタ、ソレカラモウ一ツ序デニ、第六條ノ権太ニ於テハ本法ノ施行ニ關シ勅令別段ノ定メラスルコトガ出來ルトアリマスガ、権太ダケニ付テ勅令ヲ設ケラレマス理由ヲ御説明願ヘレバ結構デアリマス

○松隈政府委員 第五條ト第二條ノ關係デアリマスガ、第二條ハ稅金ヲ算出致シマスル以前ニ於キマスル課税標準ノ計算上ノ特例デアリマスルノデ、其ノ結果出テ參リマシタ稅金ニ付テ、第五條ニ依ツテ遡ツテ、サウ云フ課税標準ノ計算ノ特例ヲ設ケザリセバ、納稅スペカリシ稅金マテ輕減免除セラレザルモノト看做ス、斯ウ云フ必要ハナイ、斯様ニ考ヘマシテ、第五條ノ適用ヲ受ケシムル必要ナシト考ヘル次第デアリマスニ規定ヲ置イタ次第デアリマス

○小畠委員 権太ニ對スル第六條ノ特例ハ第五條ノ關係ダケノヤウデアリマスガ、商置キマシタノハ、商工會議所ノ議員ノ選舉ノ資格ニ關シテ必要ガアリマスルノデ、特

○小烟委員 電氣瓦斯稅法ノ第一條ノ第一號、三號ニ付テ伺ヒタイノデアリマスガ、先ツ第二號カラ申シマスト、「旅館業 料理店業、席貸業其ノ他此等ニ類スル營業ニシテ命令ヲ以テ定ムルモノノ用ニ使用スルモノ」斯ウ云フコトニナツテ居ルノデアリマスガ、其ノ命令案ノ要綱ヲ見マスト、何レモ旅館業、料理店業竝ニ席貸業、其ノ他之ニ關スル營業ヲ列舉シテアルヤウニ思フノデアリマス、「命令ヲ以テ定ムルモノノ用ニ使用スルモノ」ト云フコトハ命令案要綱ニ出席居ラヌノデアリマス、第三號ノ場合モ同様デアリマス、此ノ事ハ恐ラク旅館業、料理店業席貸業其ノ他命令ヲ以テ定ムルモノガ其ノ營業ノ爲ニ使用スルモノニ對シテハ電氣瓦斯稅ヲ取ル、斯ウ云フ意味グラウト私ハ思フノデアリマスガ、法律ニハ何々、之等ニ類スル營業、斯ウ云フヤウニ出席居ツテ、是等ノ營業ニシテ命令ヲ以テ定ムルモノノ用ニ使用スルモノニ付テ稅金ヲ取ルトナツテ居ツテ、此ノ命令ノ内容ガ此ノ法律ノ内容ニピツタリ來ナイト思フノデアリマス、第一條第二號關係ノ命令案要綱ニハ「左ニ掲ケル營業ノ用ニ使用スル電氣又ハ瓦斯ニハ電氣瓦斯稅ヲ課スルコト」飲食店業、貸席敷業、引手茶屋業、相撲茶屋業、ニ思ハレマスガ、サウデスカ

是ダケ命令デ示シテアル、此ノ法律案ノ方ニハ旅館業、料理店業、貸席業ヲ例示シテ、其ノ他之ニ類スル營業ト云フコトニナツテ居ル、是ハ是ダケ書イテアレバ法律案ハ此ノ點ハ明カニナツテ居ル、ソシテ命令ヲ以テ定ムベキ事項トシテハ、是等ノ業者ガ其ノ電氣瓦斯ヲ何ニ使用スルカ、何ニ使用シタル電氣瓦斯ニ對シテ稅金ヲ取ルカ、斯ウ云フコトヲ以テ定メレバソレデ宜シノ。

イノデアル、隨テ之ニ書イテアル趣旨カラ言フト、是等ノ業者ガ其ノ營業ノ用ニ供スル電氣瓦斯ニ對シテ、電氣瓦斯稅ヲ徵收スル、斯ウ云フ意味グラウト思ヒマス、

若シソレデアリマスナラバ、命令ヲ以テ定ムルモノノ用ニ使用スル云々ト特ニ命令ニ委任シナケレバナラナイコトハナイ、單ニ是ダケノ勅令ヲ御出シニナルト云フノナラバ、

コンナモノヲ出サヌデモ宜イ、明カニ法文ニ是等ノ業者ガ其ノ營業ノ用ニ供スル所ノ電氣瓦斯ニ對シテ電氣瓦斯稅ヲ取ルト云フコトヲ、ハツキリ規定サレバソレデ宜何デセウカ。

○松隈政府委員 電氣瓦斯稅法第一條第二號ノ解釋ノ問題デアリマスルガ、是ハ旅館業ノ用ニ使用スルモノ、料理店業ノ用ニ使用スルモノ、席貸業ノ用ニ使用スルモノ、

是ハ明瞭ニアリマス、其ノ他「此等ニ類スル營業ニシテ命令ヲ以テ定ムルモノ」、斯ウシマジテ、「類スル營業」ト言ヘバ何處マ

デガ入ルノカト云フコトガ疑問ガアリマスルカラ、ソレヲ命令デ列舉スルコトニ致シタノデアリマス、其ノ列舉サレマシタモノハ、飲食店業、貸座敷業、引手茶屋業、相撲茶屋業デアリマスルカラ、ソレヲ入レ

テ讀ミマスレバ、飲食店業ノ用ニ使用スルモノ、貸座敷業ノ用ニ使用スルモノ、引手茶屋業ノ用ニ使用スルモノ、相撲茶屋業ノ用ニ使用スルモノト云フコトガ分リマス、ソレナラバナゼ是等ノモノモ序ニ書イテシマタル、趣旨ハ分ル、併シソレオラバ料理店業ニシテ、從來此ノ種ニ立法ニ於キマシテハ、總テノモノヲ書キマセヌデ、或ル程度代表的ノモノヲ列舉シマシテ、其ノ他ハ「類スル營業」トシテ、命令デ其ノ營業ヲ列舉スルコトニシテ居リマスル例デアリマスルカラ、其ノ例ニ倣ツタ次第デアリマス。

○小畠委員 法制局ノ人ハ來テ居リマセヌガ、必要アラバ請求致シマス、而シテ是ハ明日ニ願ヒタイ、今日ハ時間ガ過ギテ居リマス。

○勝委員長 法制局ノ政府委員ハ居リマセヌガ、必要アラバ請求致シマス、而シテ是ハ明日ニ願ヒタイ、今日ハ時間ガ過ギテ居リマス。

○小畠委員 モウ私ノ時間ハ過ギタノデス

○勝委員長 マダ宜シイ

○小畠委員 ドウ云フコトナンデスカ

○勝委員長 十三時ガ過ギテ居ル

○小畠委員 私ノ發言ヲ委員長ハ中止ヲ命

號ノ解説ノ問題デアリマスルガ、是ハ旅館

業ノ用ニ使用スルモノ、料理店業ノ用ニ使

用スルモノ、席貸業ノ用ニ使用スルモノ、

是ハ明瞭ニアリマス、其ノ他「此等ニ類ス

ル營業ニシテ命令ヲ以テ定ムルモノノ用ニ

使用スルモノ」、斯ウ云フコトヲ規定サレテ居ル、サウシテ其ノ他「此等ニ類スル營業」ト

居ル、是ハ是ダケ書イテアレバ法律案ハ此ノ點ハ明カニナツテ居ル、ソシテ命令ヲ以

テ定ムベキ事項トシテハ、是等ノ業者ガ其

ノ電氣瓦斯ヲ何ニ使用スルカ、何ニ使用シ

タル電氣瓦斯ニ對シテ稅金ヲ取ルカ、斯ウ

云フコトヲ以テ定メレバソレデ宜シノ。

イノデアル、隨テ之ニ書イテアル趣旨カラ

ラ言フト、是等ノ業者ガ其ノ營業ノ用ニ供スル電氣瓦斯ニ對シテ、電氣瓦斯稅ヲ徵

收スル、斯ウ云フ意味グラウト思ヒマス、

若シソレデアリマスナラバ、命令ヲ以テ定ムルモノノ用ニ使用スル云々ト特ニ命令ニ

委任シナケレバナラナイコトハナイ、單ニ是

ダケノ勅令ヲ御出シニナルト云フノナラバ、

コンナモノヲ出サヌデモ宜イ、明カニ法文

ニ是等ノ業者ガ其ノ營業ノ用ニ供スル所ノ電氣瓦斯ニ對シテ電氣瓦斯稅ヲ取ルト云フコトヲ、ハツキリ規定サレバ、命令ヲ以テ定ムルモノノ用ニ使用スルモノト云フコトヲ以テ定メレバソレデ宜何デセウカ。

○松隈政府委員 電氣瓦斯稅法第一條第二號ノ解説ノ問題デアリマスルガ、是ハ旅館

業ノ用ニ使用スルモノ、料理店業ノ用ニ使

用スルモノ、席貸業ノ用ニ使用スルモノ、

是ハ明瞭ニアリマス、其ノ他「此等ニ類ス

ル營業ニシテ命令ヲ以テ定ムルモノノ用ニ

使用スルモノ」、斯ウ云フコトニナルノ

居ル、是ハ是ダケ書イテアレバ法律案ハ此ノ

點ハ明カニナツテ居ル、ソシテ命令ヲ以

テ定ムベキ事項トシテハ、是等ノ業者ガ其

ノ電氣瓦斯ヲ何ニ使用スルカ、何ニ使用シ

タル電氣瓦斯ニ對シテ稅金ヲ取ルカ、斯ウ

云フコトヲ以テ定メレバソレデ宜シノ。

イノデアル、隨テ之ニ書イテアル趣旨カラ

ラ言フト、是等ノ業者ガ其ノ營業ノ用ニ供スル電氣瓦斯ニ對シテ、電氣瓦斯稅ヲ徵

收スル、斯ウ云フ意味グラウト思ヒマス、

若シソレデアリマスナラバ、命令ヲ以テ定ムルモノノ用ニ使用スル云々ト特ニ命令ニ

委任シナケレバナラナイコトハナイ、單ニ是

ダケノ勅令ヲ御出シニナルト云フノナラバ、

コンナモノヲ出サヌデモ宜イ、明カニ法文

ニ是等ノ業者ガ其ノ營業ノ用ニ供スル所ノ電氣瓦斯ニ對シテ電氣瓦斯稅ヲ取ルト云フコトヲ、ハツキリ規定サレバ、命令ヲ以テ定ムルモノノ用ニ使用スルモノト云フコトヲ以テ定メレバソレデ宜何デセウカ。

○勝委員長 中止ハ致シマセヌ

○小畠委員 今ノ御答辯ニ依リマシテ、其

ノ趣旨ハ明カニナツタノデアリマス、趣旨

ハ明カニナリマシタガ、其ノ他「此等ニ類ス

ル營業ニシテ命令ヲ以テ定ムルモノノ用ニ

使用スルモノ」其ノモノガ營業デアルカラ、

云フモノガ何デアルカラ云フコトヲ命令ニ

レナラバナゼ是等ノモノモ序ニ書イテシマ

ハナカツタカト云コトデアリマス、ソ

テ讀ミマスレバ、飲食店業ノ用ニ使用スル

モノ、貸座敷業ノ用ニ使用スルモノ、引手茶屋業ノ用ニ使用スルモノト云フコトニナツテ

居ル、是ハ是ダケ書イテアレバ法律案ハ此ノ

點ハ明カニナツテ居ル、ソシテ命令ヲ以

テ定ムベキ事項トシテハ、是等ノ業者ガ其

ノ電氣瓦斯ヲ何ニ使用スルカ、何ニ使用シ

タル電氣瓦斯ニ對シテ稅金ヲ取ルカ、斯ウ

云フコトヲ以テ定メレバソレデ宜シノ。

イノデアル、隨テ之ニ書イテアル趣旨カラ

ラ言フト、是等ノ業者ガ其ノ營業ノ用ニ供スル電氣瓦斯ニ對シテ、電氣瓦斯稅ヲ徵

收スル、斯ウ云フ意味グラウト思ヒマス、

若シソレデアリマスナラバ、命令ヲ以テ定ムルモノノ用ニ使用スル云々ト特ニ命令ニ

委任シナケレバナラナイコトハナイ、單ニ是

ダケノ勅令ヲ御出シニナルト云フノナラバ、

コンナモノヲ出サヌデモ宜イ、明カニ法文

ニ是等ノ業者ガ其ノ營業ノ用ニ供スル所ノ電氣瓦斯ニ對シテ電氣瓦斯稅ヲ取ルト云フコトヲ、ハツキリ規定サレバ、命令ヲ以テ定ムルモノノ用ニ使用スルモノト云フコトヲ以テ定メレバソレデ宜何デセウカ。

○勝委員長 中止ハ致シマセヌ

○小畠委員 仰セノ通り第三號以下ニ

付キマシテモ第二號ト同様ノ趣旨ナノデア

リマシテ、「モノ」ト書イテアリマスノデ御分

りニクイノデアリマスルガ、是ハ二號ニ付

第一號ノ但書ハ一體ドウ云フ意味デアルカ、

「新聞紙、雑誌、書籍其ノ他ノ出版物ニ依ル廣告」之ニ對シテ但書デ以テ第二號、第三號其ノ他ノモノヲ除外シテアル、ソレデ第二號ハ何ダト云フト「汽車、電車、自動車、汽船其ノ他ノ交通運輸機關又ハ交通運輸業ノ設備ニ依ル廣告」、第三號ハ「映畫、入場券、乗車船券、氣球其ノ他命令ヲ以テ定ムルモノニ依ル廣告」、之ヲ除外シテアル、第一種第一號ニ例示サレテ居リマスル新聞紙、雑誌、書籍ノ中ニハ第二號、第三號ハ含マレテ居ラナイコトハ明カデスカラ、是ダケデアルナラバ特ニ但書ヲ以テ第二號、第三號ヲ除外スル必要ハナイ、唯問題ハ「其ノ他ノ出版物」ト云ノ出版物「ト云フ中ニハ第二號、第三號ヲ除外シテアルカラ、第二號、第三號ニ掲ガテ居リマスモノヲ含シテ居ルト云フコトニ結局ナルノデス、一體ドウ云フモノデアルカト云フコトヲ一、二ノ例ヲ聽カセテ戴キタイト思ヒマス

○松隈政府委員 出版物ト申シマスノハ新聞紙法、出版法ニ依ル出版物等デアリマスコトハ先程申述ベタ通リデアリマスガ、ソレ等ノ法律ニ規定シテアリマスル出版物ト云フモノモ極メテ範圍ノ廣イモノデアリマシテ、印刷致シマシタモノハ勿論、手書イタヤウナモノマデ入ルヤウナ解釋ニナツテ居リマス、ソコデ第一號ノ「新聞紙、雑誌、書籍其ノ他ノ出版物ニ依ル廣告」、斯ウ致シマシテ、出版物ノ、解釋ガ廣イカラリマスルノデ、其ノ點重複ヲ避ケマスル爲メ念ノ爲ニ丁寧ニ除外スルヤウナ書キ方ヲ

○小畠委員 サウシマスト詰リ第二號、第三號ニ該當セザル出版物、其ノ出版物ノ意義ヲ非常ニ廣イモノトシテ、思想ヲ表示スル印刷物悉ク法律ニ依ル出版物ダト云フ解釋カラ参リマスト、第二號、第三號ニ該當セザルモノハ全部第一號ニ當缺マル、斯ウ云フコトデアルト思ヒマス、ソレカラ第二種ノ一號ノ方ノ「立看板、掛看板、幟、旗又ハ此等ニ類スルモノニ依ル廣告」、斯ウ云フモノハ恐ラク出版物デナインデハナイカト私ハ思フノデアリマスガ、是モ第一條第一種一號ノ但書ニ於キマシテ「除外シテアル」、是モ一應出版物ノ中へ入ルト云フヤウナ形ガ取ツテアルト思フノデアリマスガ、ソレハドウ云フコトデアリマスカ

○松隈政府委員 先程申上ゲマシタ通り、出版物ト云フモノノ定義ハ極メテ廣イモノデアリマス、「ボスター」、チラシノヤウナモノマデ、出版物ニ相成リマスノデ、第一條ニ於キマシテハオ互ヒニ他ノモノニ入ラナイ、斯ウ云フ關係ヲハツキリサセテ居ルノデアリマス、例ヘバ一例ヲ申上ゲマスレバ、チラシヲ印刷シテソレヲ新聞ニ折込シテ配ワタ、斯ウ云フヤウナ場合ニ於キマシテハ新聞ニ依ル廣告ノヤウニモ見エマスケレドモ、サウ云フ場合ニ於テヘチラシハ除カレマシテ、第一種ノ一號デハナクシテ、ナ次第デアリマス

○勝委員長 小畠君、君ノ發言ヲ断ハル譯デハアリマセヌガ、若シマダアルナラバ明アル、斯ウ云フコトヲ明カニシテ居ルヤウス

○小畠委員 デハ今日ハ是デ止メテ置キマス
○勝委員長 ソレデハ本日ハ是ニテ散會致シマス、明日ハ午前十時カラ開會致シマス
午後零時二十分散會

昭和十七年二月三日印刷

昭和十七年二月四日發行

衆議院事務局

印刷者 内閣印刷局